

東日本ユニオン よこはま

JR 東日本労働組合
横浜地方本部
発行者/ 石垣 洋
編集者/ 教育・広報部

申第13号「台風に伴う申し入れ」交渉を行いました。

組合員の声を基に台風における職場での問題点について、議論してきました。会社の書面回答は「勤務の取り扱いについては、事象が個別になることから、個別に判断することになる」という回答でした。

1・2項（帰宅困難な社員が生じた際の対応について）

会社 支社として、各職場からきた確認事項については回答しているが、先だって具体的な指示・指導はしていない。事象により個別に判断し指導してきている。帰宅困難者については、必ずゼロとはならない。

組合 私たちは、災害時でも仕事がある以上、帰宅困難者が出ることの理解は出来るが、その後の対応だと考える。帰宅困難になった社員に対して、会議室の開放ではなく、体を休める場所を提供するべきないか。

会社 全てとはならないが、宿泊についても今後考えていく。

組合 しっかりと働く社員の立場に立った検討を求める。

3～6項（出勤時や行先地における会社からの連絡・指示について）

組合 職場によって社員への指示については、勤務開放・休養・待機等様々な言い回しで業務指示が行われている現状があった。

会社 社員への具体的な指示については、様々な言い回しで行っていることがあれば、管理者に対して具体的な指示を行うように指導していく。

組合 呼び出しする際、業務指示と情報提供が混在している状況になっている。社員に判断させることなく、業務指示として当直より連絡するべき。

会社 会社としては、社員がわかるように明確なものにしていきたい。今後は、管理者に指導していく。

**今後も現場で働く社員の声を大事に職場の改善や不安を
解消・改善するため労働組合として交渉を行っていきます！**